

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月16日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

### 香川県人事委員会規則第1号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成12年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第8条 条例第22条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>県の管理する道路及びその周辺、県の管理する河川、県の管理する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は侵食を防止するための施設並びにため池</u></p> <p>(2) <u>県の区域外で人事委員会が認めるもの</u></p> <p>2～6 略</p>	<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第8条 条例第22条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、<u>県の管理する道路及びその周辺、県の管理する河川、県の管理する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は侵食を防止するための施設並びにため池</u>とする。</p> <p>2～6 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。